



65歳以上の方の 介護保険料が変わります。

杵藤地区では、第6期事業計画（平成27年度から29年度）の中で、介護サービスのご利用額を推計し第6期の保険料が決まりました。みなさまのご理解をお願いします。

段階	段階対象者		改定後（年額）
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の受給者 老齢福祉年金受給者で、本人と世帯全員が住民税非課税の方 本人も世帯員も住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 		32,328円 (H27、28年度)
第2段階	本人も世帯員も 住民税非課税の場合	本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、120万円以下の方	53,880円 (H27、28年度)
第3段階		本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	53,880円 (H27、28年度)
第4段階	本人は住民税非課税、世帯内に住民税課税の方がいる場合	本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	64,656円
第5段階		本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	71,832円
第6段階	本人が 住民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満の方	86,208円
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上、190万円未満の方	96,984円
第8段階		本人の合計所得金額が190万円以上、290万円未満の方	114,936円
第9段階		本人の合計所得金額が290万円以上の方	132,900円

介護保険料

介護サービスにかかる費用のうち、1割（一定以上所得者の場合2割）は介護サービス利用者の自己負担分で、残り9割のうちの22%を65歳以上の方で負担いただくように保険料が決められています。残り78%は、国県市町の公費と40歳から64歳までの方にご負担いただいています。

改定の背景

- 65歳以上の介護保険料の負担割合が1%増え、22%となります。
- 高齢化による介護サービス利用者数の大幅な増加が見込まれます。
- 介護給付費（介護サービス費用）の増加によって発生した県からの基金借入れの償還が発生します。

普通徴収は6月中旬、特別徴収は7月中旬に 納入通知書を郵送します。

65歳以上の方の平成27年度介護保険料は、本人及び世帯員の住民税の課税状況や本人の前年分所得に応じて決まります。金額は、納入通知書でご確認ください。

*H27年6月以降に65歳の誕生日を迎える方には、誕生月の翌月中旬に郵送します。

年金が年額18万円以上の方⇒特別徴収（年金天引き）

年金の定期払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。*老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金なども含めて特別徴収の対象

年金が年額18万円未満の方⇒普通徴収（納付書払い）

納付書の裏面に記載された金融機関やコンビニエンスストアで納付してください。

お問合せ先

杵藤地区広域市町村圏組合 介護保険事務所

☎0954-69-8223

<http://www.kitou-web.jp/kaigo/>